

平成28年第6回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成28年6月10日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成28年6月10日(金) 午前 10時30分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 22名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	4番 田口 宗一
5番 白畑 義美	6番 徳永 修一	7番 下山 國男
8番 一谷 代継	10番 才守 久	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	15番 草野 義雄
16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜
19番 坂口恵美子	20番 村上 久廣	21番 田口 昭広
22番 牧 正徳	23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征
25番 片山 幸弘		

・欠席委員 3名

3番 竹本 幸哉	11番 平井 正宏	9番 宮原千代子
----------	-----------	----------

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第26号 農用地利用集積計画の審議について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第11号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

報告第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成 28 年第 6 回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第 5 条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員が 2 番：浦川委員、3 番：竹本委員になっておりますが、竹本委員から欠席の報告があがっておりますので、2 番：浦川委員及び 4 番：田口委員にお願いします。 なお、9 番：宮原委員から欠席の報告があがっております。 それでは議事に入ります。 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。
川田次長	議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 議案第 24 号、「所有権移転の部」1 番から 2 番につきましては、「農地法第 3 条第 2 項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「6 番の徳永委員」に説明をお願いします。
徳永委員	1 番につきまして、6 月 8 日に局長、次長と同行いたしまして確認をしたところです。何ら問題が無いようでございます。カボチャなどを作っておりまして問題ないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
片山会長	所有権移転の部 2 番の案件を「13 番の立水委員」に説明をお願いします。
立水委員	ここは、竹がものすごく生えていて、極度に酷い耕作放棄地になると思います。譲受人は重機を入れてやろうかという意気込みを持っておられる人でございます。非常に期待をいたしております。そういうことでよろしく願いします。

片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第24号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。 次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 議案第25号、所有権移転の部1番から2番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「11番の平井委員」が欠席の為、告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	平井委員に代わりましてご説明いたします。6月8日に現地を確認してまいりました。現地は芦北高校の町道沿いにありまして、現在何も耕作されておらずちょっと草が茂っている状態です。埋め上げて住宅を建設されるということです。周囲も住宅が建っており何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
片山会長	2番の案件を「18番の松原委員」に説明をお願いします。
松原委員	ここは家が6軒くらいあるのですが、3軒は軽自動車がやっと通るくらいの道があって、家まで登れるわけですがけれども、今申請されている方ともう1軒は車が登れませんので、県道沿いの土地を借りて駐車しておられましたが、たまたま売ってもいいという方おられて、家からちょっと離れているのですが、

	県道沿いで、何ら外に影響を与えるところではありませんので、ぜひお願いしたいと思います。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第２５号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 １番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２６号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２６号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２６号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 賃貸借権設定の部１番の案件につきましては、４番の田口委員が関係しておりますので、田口委員は一時退席をお願いします。 －田口委員退席－ 賃貸借権設定の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、賃貸借権設定の部１番については、原案のとおり決定しました。 田口委員はご着席ください。 －田口委員着席－ ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。
3番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。
4番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。
5番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。
6番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、7番については原案のとおり決定しました。
8番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、8番については原案のとおり決定しました。

次に、賃貸借権設定（転貸）の部1番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。
2番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。
3番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。
次に、使用貸借権設定の部1番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。
2番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

	異議なしということですので、２番については原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については原案のとおり決定しました。 次に報告第１０号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１０号「農地法第１８条第６項の規定による届出」について、農地法第１８条第６項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１０号については、これで終わります。 次に報告第１１号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１１号「農地使用貸借権の合意解約の届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１１号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１１号については、これで終わります。 次に報告第１２号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１２号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 この報告案件は３月の総会で農地中間管理機構（農業公社）に貸付を議決された案件でありまして、その土地が第３者に貸し付けられた報告になります。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 2 号につきまして、ご質疑ありませんか。

ー「質疑なし」の声ありー

質疑なしということですので、報告第 1 2 号については、これで終わります。

これで、本日の議案・報告について審議は終わります。

引き続き、その他の連絡事項に入ります。

(1) 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

(2) 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

(3) 農業新聞について

(4) 活動記録セットについて

(5) 現地確認及び議案発送について

その他、委員の皆さんから何かございませんか。

なければ、これをもちまして、平成 2 8 年第 6 回芦北町農業委員会総会を終了します。